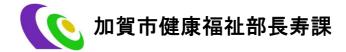
加賀市健康福祉審議会高齢者分科会 平成 29 年度 第5回

資料 1

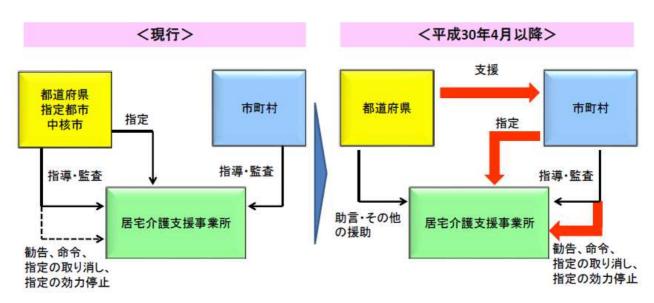
1. 条例改正について



平成 29 年 12 月 21 日

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

○ 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行) ※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。



指定権限の移譲にあたっては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例案」を3月議会に提出して条例制定の予定

条例制定の概要

1. 制定の趣旨

保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限の都道府県から市区町村への移譲を、平成30年4月1日に施行することに伴い、条例を制定する。

2. 制定の方針

本市の実情に基準省令(国が定めた基準)と異なる内容を定める特別な事情や特性の事由がない限り、本市の基準は基準省令と同様とする。

(基準省令は12月頃に示される予定)

3. 条例の施行日 平成30年4月1日

権限移譲後の事務の流れ

